

宮崎国際大学自己点検・評価規程

(目的)

第1条 宮崎国際大学（以下「本学」という。）は、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくために、教育研究及び大学管理運営の状況について、自己点検・評価を行うことを目的とする。

(実施体制)

第2条 前条の目的を達成するため、本学に自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(自己点検・評価項目)

第3条 本学は、次に掲げる項目について自己点検・評価を行う。

- (1) 理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程・学習成果
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務

(自己点検・評価活動)

第4条 自己点検・評価は、次に掲げる事項によって進められる。

- (1) 委員会は、前条第1項に定める項目について、自己点検・評価を行う。
- (2) 委員会は、前号の自己点検・評価した結果について、毎年、部局長会議に報告を行う。

(自己点検・評価結果への対応)

第5条 本学は、毎年の自己点検・評価結果を自己点検・評価報告書としてまとめる。

- 2 前項の自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。
- 3 自己点検・評価の総括結果は、学内外に公表する。
- 4 各学部、各研究科及び各部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究等について改善が必要と認められた場合は、その改善に努め、委員会に改善状況を報告する。
- 5 学長は、総括結果を大学の諸計画に反映させるよう努めなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに学校教育法が定める認証評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進及び発展を図る。

第7条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自己点検・評価の基本計画及び実施項目に関する事項
- (2) 取りまとめた自己点検・評価結果の集約及び承認

- (3) 取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・指摘及び改善指示
 - (4) 内部質保証委員会からの提言への対応
 - (5) 外部評価・第三者評価に関する事項
 - (6) 自己点検・評価総括結果の公表
 - (7) 認証評価機関への申請及び評価結果への対応
 - (8) その他自己点検・評価及び認証評価に関する事項
- 3 前項第3号を処理するに当たって、構成員以外の専任教職員及び外部有識者に意見を求めることができる。

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) IRセンター長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 各学部から教員各2名
 - (6) 研究科から教員1名
 - (7) 事務局長
 - (8) 総務部長
 - (9) その他学長が必要と認めた者
- 2 その他委員長が特に必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、IRセンター長とする。
- 3 副委員長は、前条1項各号に定める委員より学長が指名する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、委員長に事故ある場合は、副委員長が議長となる。

第10条 委員会委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

- 2 中途の欠員補充及び交代の場合は、前任者の残任期間とする。

第11条 委員会は、第9条第1項各号に定める委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(所管部署)

第12条 この規程に関する事務は、自己点検評価委員会、IRセンターの所管とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、宮崎国際大学自己点検評価委員会規程は廃止する。